○長久手市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

平成24年12月26日

条例第36号

改正 平成25年12月27日条例第46号

平成26年3月31日条例第14号

平成26年12月26日条例第40号

平成27年12月22日条例第32号

平成30年3月30日条例第16号

令和2年3月13日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、地区計画等の区域内における建築物の敷地、構造又は用途に関する制限について必要な事項を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(令2条例12·一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)及び都市緑地法において使用する用語による。

(平30条例16・令2条例12・一部改正)

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画等において地区整備計画等が定められている区域のうち別表第1に掲げる区域(以下「対象区域」という。)に適用する。 (建築物の用途の制限) 第4条 対象区域においては、別表第2ア欄に掲げる計画地区(対象区域に係る地区整備計画等において区分された地区をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(平30条例16·一部改正)

(建築物の容積率の最高限度)

- 第5条 建築物の容積率は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける区域又は地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規定による当該各区域又は地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該区域又は地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
- 3 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積の算定については、法又は令の規定による。

(平26条例40・平30条例16・一部改正)

(建築物の建蔽率の最高限度)

- 第6条 建築物の建蔽率は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける区域又は地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各区域又は地区内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該区域又は地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

(平30条例16・令2条例12・一部改正)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、 それぞれ同表オ欄に掲げる数値以上でなければならない。

- 2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている 土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基 づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととな る土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項 の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ の限りでない。
  - (1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の 規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築 物の敷地として使用するならば当該条例による改正前の同項の規定に違反 することとなった土地
  - (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利 に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地
- 3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地 又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
  - (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(平30条例16・令2条例12・一部改正)

(壁面の位置の制限)

- 第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)から敷地境界線までの距離は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄の距離の欄に掲げる数値以上でなければならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分(以下「建築物等」という。)がそれぞれ別表第2カ欄の適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当する場合においては、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

- 第9条 建築物の高さは、それぞれ別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応 じ、それぞれ同表キ欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 前項の規定による建築物の高さの算定については、令の規定による。

(平30条例16·一部改正)

(建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第4条及び第7条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が対象区域に属するときには、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用し、当該敷地の過半が当該対象区域に属さないときには、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置)

第11条 建築物の敷地が別表第2ア欄に掲げる計画地区の2以上にわたる場合における第4条及び第7条第1項の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、その敷地の過半に属する計画地区に係る規定を適用する。

(平30条例16·一部改正)

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第12条 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2 第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる 一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は 区域を当該建築物の一の敷地とみなして第5条、第6条、第8条及び第9条 の規定を適用する。

(令2条例12·一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により第4条又は第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条又は第5条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第14条 この条例の適用に関して、市長が公益上必要な建築物で用途上又は 構造上やむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地は、その許可の範 囲内において、第4条から第9条までの規定は適用しない。

(平30条例16·一部改正)

(建築物の緑化率の最低限度)

- 第15条 新築又は増築をしようとする建築物の緑化率(都市緑地法第34条 第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)は、別表第3ア欄に掲げる計 画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以上でなければならな い。
- 2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、第1号の場合において、市長は、別表第3イ欄を超えない範囲内において、建築物の緑化率を別に指定することができる。
  - (1) 新築又は増築を行う建築物で、その敷地面積が別表第3ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値未満であるもの

- (2) この条例の建築物の緑化率の最低限度に関する規定(以下この項において「当該規定」という。)の施行又は適用の日において既に新築又は増築に着手していた建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計が当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの
- (4) 次に掲げる建築物に該当するものとして市長が許可したもの
  - ア その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境 の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの
  - イ 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認め られるもの
  - ウ その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認められるもの
- 3 市長は、前項第4号に規定する許可の申請があった場合において、良好な 都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付 することができる。
- 4 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合においては、この条例で定められた建築物の緑化率の最低限度を、当該建築物の対象区域内にある部分に係る都市緑地法第35条第1項の規定による建築物の緑化率の限度とみなして、同条第4項を適用する。
- 5 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の緑化率に関する制限を受ける 計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の 規定による当該計画地区内の建築物の緑化率の限度にその敷地の当該計画地 区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以 上でなければならない。

(令2条例12・追加)

(建築物の緑化率に係る一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第16条 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2 第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる 一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は 区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(令2条例12·追加)

(違反建築物に対する措置)

- 第17条 市長は、第15条(第3項を除く。)の規定又は同条第3項の規定 により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該 建築物の新築又は増築をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を 是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が第15条(第3項を除く。)の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(令2条例12・追加)

(報告及び立入検査)

- 第18条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築又は増築をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度 (第15条第1項、第4項若しくは第5項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第3項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

(令2条例12・追加)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例12・旧第15条繰下)

(罰則)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
  - (2) 第5条第1項若しくは第2項、第6条、第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
  - (3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(令2条例12・旧第16条繰下)

- 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第17条第1項の規定による命令に違反した者
  - (2) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(令2条例12·追加)

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者 がその法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をした場合においては、 その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(令2条例12・旧第17条繰下・一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成25年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成26年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成26年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成27年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成30年条例第16号) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例(昭和60年長久手町条例第18号)
  - (2) 名古屋都市計画丁子田地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年長久手町条例第13号)
  - (3) 名古屋都市計画戸田谷再開発地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例(平成11年長久手町条例第8号)

(4) 名古屋都市計画長湫南部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年長久手町条例第9号)

## (経過措置)

- 3 この条例の施行前に、この条例による廃止前の名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、名古屋都市計画丁子田地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、名古屋都市計画戸田谷再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び名古屋都市計画長湫南部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定によりなされた処分は、この条例の相当規定によりなされた処分とみなす。
- 4 この条例の施行前に、この条例による改正前の長久手市地区計画等の区域 内における建築物の制限に関する条例の規定によりなされた処分は、この条 例の相当規定によりなされた処分とみなす。
- 5 この条例は、この条例の施行の日以後に受理する法第6条第1項の規定に よる確認の申請に係る建築物の建築等について適用し、同日前に受理した申 請に係る建築物の建築等については、なお従前の例による。

附 則(令和2年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

(平25条例46・平26条例14・平26条例40・平27条例32・平30条例16・令2条例12・一部改正)

名称	区域							
さつきが丘地区整備計画区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20							
域	条第1項の規定により告示された名古屋都市計画							
	さつきが丘地区計画の区域のうち、地区整備計画							
	が定められている区域							
丁子田地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され							
	た名古屋都市計画丁子田地区計画の区域のうち、							

	地区整備計画が定められている区域
戸田谷再開発地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
区域	た名古屋都市計画戸田谷再開発地区計画の区域の
	うち、地区整備計画が定められている区域
長湫南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
	た名古屋都市計画長湫南部地区計画の区域のう
	ち、地区整備計画が定められている区域
三ケ峯地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
	た名古屋都市計画三ケ峯地区計画の区域のうち、
	地区整備計画が定められている区域
長久手中央地区整備計画区	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
域	た名古屋都市計画長久手中央地区計画の区域のう
	ち、地区整備計画が定められている区域
前熊一ノ井地区整備計画区	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
域	た名古屋都市計画前熊一ノ井地区計画の区域のう
	ち、地区整備計画が定められている区域
公園西駅周辺地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
区域	た名古屋都市計画公園西駅周辺地区計画の区域の
	うち、地区整備計画が定められている区域
下山地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
	た名古屋都市計画下山地区計画の区域のうち、地
	区整備計画が定められている区域
公園西駅周辺先導住宅街区	都市計画法第20条第1項の規定により告示され
地区整備計画区域	た名古屋都市計画公園西駅周辺先導住宅街区地区
	計画の区域のうち、地区整備計画が定められてい
	る区域

別表第2(第4条—第9条、第11条関係)

(平25条例46・平26条例14・平26条例40・平27条例32・平30条例16・令2条例12・一部改正)

対象区	ア	1	ウ	工	才	7	り	キ
域の名	計画地	建築することができ	建築	建築物	建築物	建築物	の外壁	建築物
称	区の区	る建築物	物の	の建蔽	の敷地	等の面	から敷	の高さ
	分		容積	率の最	面積の	地境界	線まで	の最高
			率の	高限度	最低限	の距離	及び適	限度
			最高		度	用除外	の建築	
			限度			物等	T	
						距離	適用除	
							外の建	
							築物等	
さつき	全地区	次に掲げる建築物			2 3 0	(1)	外壁の	9 メー
が丘地		(1) 一戸建ての住			平方メ	2メ	後退距	トル
区整備		宅			ートル	ート	離の限	
計画区		(2) 一戸建て住宅				ル	度に満	
域		で延べ面積の2分				(道	たない	
		の1以上を居住の				路境	距離に	
		用に供し、かつ、				界線	ある建	
		令第130条の3				(地	築物又	
		第1号又は第6号				区整	は建築	
		に掲げるもの(こ				備計	物の部	
		れらの用途に供す				画で	分が、	
		る部分の床面積の				示す	物置、	
		合計が25平方メ				A,B,	車庫そ	
		ートルを超えるも				C, D	の他こ	
		のを除く。)				道	れらに	

1 1	1	1	ı	ı		1 1	1
	(3) 巡査派出所、公				路)	類する	
	衆電話所その他こ				と敷	用途に	
	れらに類する令第				地と	供し、	
	130条の4で定				の境	軒の高	
	める公益上必要な				界線	さが	
	建築物				に限	2. 3	
	(4) 前各号の建築				る。)	メート	
	物に附属するもの				(2)	ル以下	
					1メ	で、か	
					ート	つ、床	
					ル	面積の	
					(隣	合計が	
					地境	15平	
					界線	方メー	
					(地	トル以	
					区整	内であ	
					備で	る場合	
					示す		
					E線)		
					に限		
					る。)		
					(3)		
					0.		
					7 5		
					メー		
					トル		
					(前		

	1	 	1 1
		各号	
		に該	
		当し	
		ない	
		敷地	
		境界	
		線)	
丁子田全	と地区 次に掲げる建築物以	0. 7	20 メ
地区整	外の建築物	5 メー	ートル
備計画	(1) ホテル又は旅	トル	
区域	館	(隣地	
	(2) ボーリング場、	境界線	
	スケート場、水泳	に限	
	場、スキー場、ゴ	る)	
	ルフ練習場又はバ		
	ッティング練習場		
	(3) 自動車教習所		
	(4) 床面積の合計		
	が15平方メート		
	ルを超える畜舎。		
	ただし、ペットシ		
	ョップ、動物病院		
	その他これらに類		
	するものを除く。		
	(5) 工場。ただし、		
	令第130条の5		
	の2第3号及び第		

		$4^{-}$	号に掲げる作業				
		場	は除く。				
戸田谷	全地区	次に	掲げる建築物以	1 0	1, 5		
再開発		外の	建築物	分の	0 0 平		
地区整		(1)	専用住宅	3 0	方メー		
備計画		(2)	マージャン屋、		トル		
区域		ぱ	ちんこ屋、射的				
		場	又は勝馬投票券				
		販	売所				
		(3)	ゴルフ練習場				
		又	はバッティング				
		練 <sup>2</sup>	習場				
		(4)	神社、教会、寺				
		院	その他これらに				
		類	するもの				
		(5)	自動車教習所				
		(6)	床面積の合計				
		が	15平方メート				
		ル	を超える畜舎。				
		た	だし、ペットシ				
		ヨ	ップ、動物病院				
		その	の他これらに類				
		す	るものを除く。				
		(7)	倉庫業を営む				
		倉川	車				
		(8)	工場。ただし、				
		自	家販売のために				

1 1	1	I	1 1 1
	食品製造業を営む		
	パン屋、米屋、豆		
	腐屋、菓子屋その		
	他これらに類する		
	もので作業場の床		
	面積の合計が10		
	0平方メートル以		
	内のものは除く。		
長湫南A地区	次に掲げる建築物以		0.7物置、
部地区	外の建築物		5メー車庫そ
整備計	公衆浴場		トルの他こ
画区域			(隣地れらに
			境界線類する
			に限用途に
			る)。供し、
			ただ 軒の高
			し、間さが
			ロが92.3
			メートメート
			ル未満ル以下
			の敷地で、か
			についつ、外
			ては、壁の後
			0.5退距離
			メートの限度
			   ル以上に満た
			とすない距

1	ľ	ı I	İ	Ì	i i	ĺ
				る。	離にあ	
					る床面	
					積の合	
					計が1	
					5平方	
					メート	
					ル以内	
					である	
					建築物	
					又は建	
					築物の	
					部分	
B地区	次に掲げる建築物以		2 5 0	1. 5	物置、	
	外の建築物		平方メ	メート	車庫そ	
	公衆浴場		ートル	ル(隣	の他こ	
				地境界	れらに	
				線に限	類する	
				る)。	用途に	
				ただ	供し、	
				し、間	軒の高	
				口が 9	さが	
				メート	2. 3	
				ル未満	メート	
				の敷地	ル以下	
				につい	で、か	
				ては、	つ、外	
				0. 7	壁の後	

Í	l	1	İ i	ı	i		l 1	 
						5メー	退距離	
						トル以	の限度	
						上とす	に満た	
						る。	ない距	
							離にあ	
							る床面	
							積の合	
							計が 1	
							5平方	
							メート	
							ル以内	
							である	
							建築物	
							又は建	
							築物の	
							部分	
	C—1	次に掲げる建築物以				0.7	物置、	15メ
	地区	外の建築物				5メー	車庫そ	ートル
		公衆浴場				トル	の他こ	
						(隣地	れらに	
						境界線	類する	
						に限	用途に	
						る)。	供し、	
						ただ	軒の高	
						し、間	さが	
						口が 9	2. 3	
						メート	メート	

1	1	I	1	i i	I	1	1 1
					ル未満	ル以下	
					の敷地	で、か	
					につい	つ、外	
					ては、	壁の後	
					0. 5	退距離	
					メート	の限度	
					ル以上	に満た	
					とす	ない距	
					る。	離にあ	
						る床面	
						積の合	
						計が1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
	C—2	次に掲げる建築物以			0. 7	物置、	12メ
	地区	外の建築物			5メー	車庫そ	ートル
		公衆浴場			トル	の他こ	
					(隣地	れらに	
					境界線	類する	
					に限	用途に	
					る)。	供し、	

1	I	1	ĺ	1	1	Í	I	l í
						ただ	軒の高	
						し、間	さが	
						口が 9	2. 3	
						メート	メート	
						ル未満	ル以下	
						の敷地	で、か	
						につい	つ、外	
						ては、	壁の後	
						0. 5	退距離	
						メート	の限度	
						ル以上	に満た	
						とす	ない距	
						る。	離にあ	
							る床面	
							積の合	
							計が1	
							5平方	
							メート	
							ル以内	
							である	
							建築物	
							又は建	
							築物の	
							部分	
	D-1	次に掲げる建築物以				O. 7	物置、	20 メ
	地区	外の建築物				5メー	車庫そ	ートル
		(1) ホテル又は旅				トル	の他こ	

6.4.	ĺ		( <del>1</del> 1) ( 1.1	, , ,	
館				れらに	
(2) ボーリング場、			境界線	類する	
スケート場、水泳			に限	用途に	
場、スキー場又は			る)。	供し、	
バッティング練習			ただ	軒の高	
場			し、間	さが	
(3) 公衆浴場			口が 9	2. 3	
(4) 自動車教習所			メート	メート	
(5) 床面積の合計			ル未満	ル以下	
が15平方メート			の敷地	で、か	
ルを超える畜舎。			につい	つ、外	
ただし、ペットシ			ては、	壁の後	
ョップ、動物病院			0.5	退距離	
その他これらに類			メート	の限度	
するものを除く。		,	ル以上	に満た	
(6) 工場。ただし、			とす	ない距	
令第130条の5			る。	離にあ	
の2第3号及び第				る床面	
4号に掲げる作業				積の合	
場は除く。				計が 1	
				5 平方	
				メート	
				ル以内	
				である	
				建築物	
				又は建	
				築物の	

			部分	
D—2	次に掲げる建築物以	0. 7	物置、	1 2 メ
地区	外の建築物	5メー	車庫そ	ートル
	(1) ホテル又は旅	トル	の他こ	
	館	(隣地	れらに	
	(2) ボーリング場、	境界線	類する	
	スケート場、水泳	に限	用途に	
	場、スキー場、ゴ	る)。	供し、	
	ルフ練習場又はバ	ただ	軒の高	
	ッティング練習場	し、間	さが	
	(3) 公衆浴場	口が 9	2. 3	
	(4) 自動車教習所	メート	メート	
	(5) 床面積の合計	ル未満	ル以下	
	が15平方メート	の敷地	で、か	
	ルを超える畜舎。	につい	つ、外	
	ただし、ペットシ	ては、	壁の後	
	ョップ、動物病院	0. 5	退距離	
	その他これらに類	メート	の限度	
	するものを除く。	ル以上	に満た	
	(6) 工場。ただし、	とす	ない距	
	令第130条の5	る。	離にあ	
	の2第3号及び第		る床面	
	4号に掲げる作業		積の合	
	場は除く。		計が 1	
			5平方	
			メート	
			ル以内	

1	1	1 1		1	
				である	
				建築物	
				又は建	
				築物の	
				部分	
D—3	次に掲げる建築物以		0. 7	物置、	15メ
地区	外の建築物		5メー	車庫そ	ートル
	(1) ホテル又は旅		トル	の他こ	
	館		(隣地	れらに	
	(2) ボーリング場、		境界線	類する	
	スケート場、水泳		に限	用途に	
	場、スキー場、ゴ		る)。	供し、	
	ルフ練習場又はバ		ただ	軒の高	
	ッティング練習場		し、間	さが	
	(3) 公衆浴場		口が 9	2. 3	
	(4) 自動車教習所		メート	メート	
	(5) 床面積の合計		ル未満	ル以下	
	が15平方メート		の敷地	で、か	
	ルを超える畜舎。		につい	つ、外	
	ただし、ペットシ		ては、	壁の後	
	ョップ、動物病院		0. 5	退距離	
	その他これらに類		メート	の限度	
	するものを除く。		ル以上	に満た	
	(6) 工場。ただし、		とす	ない距	
	令第130条の5		る。	離にあ	
	の2第3号及び第			る床面	
	4号に掲げる作業			積の合	

	[H > 1 PA - 2				31.30		l
	場は除く。				計が1		
					5 平方		
					メート		
					ル以内		
					である		
					建築物		
					又は建		
					築物の		
					部分		
D—4	次に掲げる建築物以			0. 7	物置、	30 🗡	
地区	外の建築物			5メー	車庫そ	ートル	
	(1) ホテル又は旅			トル	の他こ		
	館			(隣地	れらに		
	(2) ボーリング場、			境界線	類する		
	スケート場、水泳			に限	用途に		
	場、スキー場、ゴ			る)。	供し、		
	ルフ練習場又はバ			ただ	軒の高		
	ッティング練習場			し、間	さが		
	(3) 公衆浴場			口が 9	2. 3		
	(4) 自動車教習所			メート	メート		
	(5) 床面積の合計			ル未満	ル以下		
	が15平方メート			の敷地	で、か		
	ルを超える畜舎。			につい	つ、外		
	ただし、ペットシ			ては、	壁の後		
	ョップ、動物病院			0. 5	退距離		
	その他これらに類			メート	の限度		
	するものを除く。			ル以上	に満た		

1 1	l i	1	ı	ı		I	1 1
	(6) 工場。ただし、				とす	ない距	
	令第130条の5				る。	離にあ	
	の2第3号及び第					る床面	
	4号に掲げる作業					積の合	
	場は除く。					計が 1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
E地区	次に掲げる建築物以				2メー	物置、	20メ
	外の建築物				トル	車庫そ	ートル
	(1) ホテル又は旅					の他こ	
	館					れらに	
	(2) ボーリング場、					類する	
	スケート場、水泳					用途に	
	場、ゴルフ練習場、					供し、	
	バッティング練習					軒の高	
	場等					さが	
	(3) マージャン屋、					2. 3	
	ぱちんこ屋、射的					メート	
	場、勝馬投票券発					ル以下	
	売所、場外車券売					で、か	
	場その他これらに					つ、外	

	ı	i	i	İ	
類するもの				壁の後	
(4) 公衆浴場				退距離	
(5) 自動車教習所				の限度	
(6) 床面積の合計				に満た	
が15平方メート				ない距	
ルを超える畜舎。				離にあ	
ただし、ペットシ				る床面	
ョップ、動物病院				積の合	
その他これらに類				計が 1	
するものを除く。				5平方	
				メート	
				ル以内	
				である	
				建築物	
				又は建	
				築物の	
				部分	
F-1 次に掲げる建築物以		2 5 0	0. 7	物置、	20 メ
地区の建築物		平方メ	5メー	車庫そ	ートル
(1) ホテル又は旅		ートル	トル	の他こ	
館			(隣地	れらに	
(2) キャバレーそ			境界線	類する	
の他これに類する			に限	用途に	
<i>€の</i>			る)。	供し、	
(3) 公衆浴場			ただ	軒の高	
(4) 自動車教習所			し、間	さが	
(5) 床面積の合計			口が 9	2. 3	

					I	 
	が15平方メート			メート	メート	
	ルを超える畜舎。			ル未満	ル以下	
	ただし、ペットシ			の敷地	で、か	
	ョップ、動物病院			につい	つ、外	
	その他これらに類			ては、	壁の後	
	するものを除く。			0. 5	退距離	
				メート	の限度	
				ル以上	に満た	
				とす	ない距	
				る。	離にあ	
					る床面	
					積の合	
					計が 1	
					5平方	
					メート	
					ル以内	
					である	
					建築物	
					又は建	
					築物の	
					部分	
F-2	次に掲げる建築物以		1, 0	0. 7	物置、	20メ
地区	外の建築物		0 0 平	5メー	車庫そ	ートル
	(1) ホテル又は旅		方メー	トル	の他こ	
	館		トル	(隣地	れらに	
	(2) キャバレーそ			境界線	類する	
	の他これに類する			に限	用途に	

1 1	1	 	İ	İ	I	I	
	もの				る)。	供し、	
	(3) 公衆浴場				ただ	軒の高	
	(4) 自動車教習所				し、間	さが	
	(5) 法別表第2				口が 9	2. 3	
	(ぬ)項第3号に				メート	メート	
	掲げる事業を営む				ル未満	ル以下	
	工場				の敷地	で、か	
	(6) 法別表第2				につい	つ、外	
	(ぬ)項第4の危				ては、	壁の後	
	険物の貯蔵又は処				0. 5	退距離	
	理に供するもので				メート	の限度	
	令第130条の9				ル以上	に満た	
	(数量は、同条の				とす	ない距	
	表中商業地域欄の				る。	離にあ	
	もの)で定めるも					る床面	
	0					積の合	
	(7) 床面積の合計					計が 2	
	が15平方メート					5平方	
	ルを超える畜舎。					メート	
	ただし、ペットシ					ル以内	
	ョップ、動物病院					である	
	その他これらに類					建築物	
	するものを除く。					又は建	
						築物の	
						部分	
三ケ峯A地区	次に掲げる建築物	1 0	10分	200	1. 0	物置、	10メ
地区整	(1) 一戸建ての住	分の	の 5	平方メ	メート	車庫そ	ートル

	1		/			
備計画	宅 ====================================	1 0		ートルル(隣		
区域	(2) 一戸建ての住		53条	地境界	れらに	
	宅で延べ面積の2		第3項	線に限	類する	
	分の1以上を居住		第2号	る。)	用途に	
	の用に供し、かつ、		に該当		供し、	
	次に掲げる用途を		するも		軒の高	
	兼ねるもの (これ		のにあ		さが	
	らの用途に供する		って		2. 5	
	部分の面積の合計		は、1		メート	
	が50平方メート		0分の		ル以下	
	ルを超えるものを		6)		で、か	
	除く。)				つ、外	
	ア事務所(汚物				壁の後	
	運搬用自動車、				退距離	
	危険物運搬用自				の限度	
	動車その他これ				に満た	
	らに類する自動				ない距	
	車で令第130				離にあ	
	条の3第1号に				る床面	
	おいて国土交通				積の合	
	大臣が指定する				計が 1	
	もののための駐				5 平方	
	車施設を同一敷				メート	
	地内に設けて業				, ル以内	
	務を運営するも				である	
	のを除く。)				建築物	
	イー学習塾、華道				又は建	
	1 十日堂、羋坦				入は歴	

	hete 17.
教室、囲碁教室	<b>築物の</b>
その他これらに	部分
類する施設	
ウ 美術品又は工	
芸品を製作する	
ためのアトリエ	
又は工房(原動	
機を使用する場	
合にあっては、	
その出力の合計	
が0.75キロ	
ワット以下のも	
のに限る。)	
(3) 巡査派出所、公	
衆電話所その他こ	
130条の4で定	
(4) 集会場(地域内	
の居住者のサービ	
ス的施設であり、	
当該地域の良好な	
環境を害するおそ	
れがなく、地区外	
から一時的に多数	
の人又は車の集散	

	I	]		1	1		
	するおそれがない						
	ものであって、社						
	会教育的な活動の						
	ため又は自治会活						
	動のために設ける						
	施設であるものに						
	限る。)						
	(5) 前各号の建築						
	物に附属するもの						
	(令第130条の						
	5で定めるものを						
	除く。)						
B地区	次に掲げる建築物	1 0	10分	200	1. 0	物置、	13メ
	(1) 一戸建ての住	分の	の 6	平方メ	メート	車庫そ	ートル
	宅又は共同住宅	2 0	(法第	ートル	ル(隣	の他こ	
	(2) 学校教育法(昭		53条		地境界	れらに	
	和22年法律第2		第3項		線に限	類する	
	6号)第1条に規		第2号		る。)	用途に	
	定する幼稚園		に該当			供し、	
	(3) 保育所		するも			軒の高	
	(4) 前3号の建築		のにあ			さが	
	物に附属するもの		って			2. 5	
	(令第130条の		は、1			メート	
	5の5で定めるも		0分の			ル以下	
	のを除く。)		7)			で、か	
						つ、外	
						壁の後	

İ	İ	ĺ	ı	Ī	Ī	I	 
						退距離	
						の限度	
						に満た	
						ない距	
						離にあ	
						る床面	
						積の合	
						計が1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
C地I	区 次に掲げる建築物	1 0	10分	2 0 0	1. 0	物置、	13メ
	(1) 一戸建ての住	分の	の6	平方メ	メート	車庫そ	ートル
	宅又は共同住宅	2 0	(法第	ートル	ル(隣	の他こ	
	(2) 診療所		53条		地境界	れらに	
	(3) 店舗、飲食店そ		第3項		線に限	類する	
	の他これらに類す		第2号		る。)	用途に	
	る用途に供するも		に該当			供し、	
	ののうち、令第1		するも			軒の高	
	30条の5の3で		のにあ			さが	
	定めるもので、そ		って			2. 5	
	の用途に供する部		は、1			メート	

	ĺ			 	I	I	I
		分の床面積の合計		0分の		ル以下	
		が1,500平方		7)		で、か	
		メートル以内のも				つ、外	
		の(3階以上の部				壁の後	
		分をその用途に供				退距離	
		するものを除く。)				の限度	
		(4) 前3号の建築				に満た	
		物に附属するもの				ない距	
		(令第130条の				離にあ	
		5の5に定めるも				る床面	
		のを除く。)				積の合	
						計が 1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
長久手A	地区	次に掲げる建築物以			0. 7	物置、	15メ
中央地		外の建築物			5メー	車庫そ	ートル
区整備		公衆浴場			トル	の他こ	
計画区					(隣地	れらに	
域					境界線	類する	
					に限	用途に	
					る。)	供し、	

1	1	I	1	1	I	1	] J
						軒の高	
						さが	
						2. 5	
						メート	
						ル以下	
						で、か	
						つ、外	
						壁の後	
						退距離	
						の限度	
						に満た	
						ない距	
						離にあ	
						る床面	
						積の合	
						計が 1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
	B— 1	次に掲げる建築物以			0. 7	物置、	15メ
	地区	外の建築物			5メー	車庫そ	ートル
		(1) ホテル又は旅			トル	の他こ	

	NT 米11	れらに
館		
(2) ボーリング場、		類する
スケート場、水泳		用途に
場、スキー場、ゴ	る。)	供し、
ルフ練習場又はバ		軒の高
ッティング練習場		さが
(3) 公衆浴場		2. 5
(4) 自動車教習所		メート
(5) 床面積の合計		ル以下
が15平方メート		で、か
ルを超える畜舎。		つ、外
ただし、ペットシ		壁の後
ョップ、動物病院		退距離
その他これらに類		の限度
するものを除く。		に満た
(6) 工場		ない距
		離にあ
		る床面
		積の合
		計が 1
		5 平方
		メート
		, ル以内
		である
		建築物
		又は建
		築物の

		部分
B—2	次に掲げる建築物以	0.7物置、20
地区	外の建築物	5メー車庫そート
	(1) ホテル又は旅	トルの他こ
	館	(隣地れらに
	(2) ボーリング場、	境界線類する
	スケート場、水泳	に限用途に
	場、スキー場、ゴ	る。)供し、
	ルフ練習場又はバ	軒の高
	ッティング練習場	さが
	(3) 公衆浴場	2. 5
	(4) 自動車教習所	メート
	(5) 床面積の合計	ル以下
	が15平方メート	で、か
	ルを超える畜舎。	つ、外
	ただし、ペットシ	壁の後
	ョップ、動物病院	退距離
	その他これらに類	の限度
	するものを除く。	に満た
	(6) 工場	ない距
		離にあ
		る床面
		積の合
		計が1
		5 平方
		メート
		ル以内

ĺ		
		である
		建築物
		又は建
		築物の
		部分
C地区	次に掲げる建築物以	0.7 物置、30メ
	外の建築物	5メー車庫そートル
	(1) ホテル又は旅	トルの他こ
	館	(隣地れらに
	(2) ボーリング場、	境界線類する
	スケート場、水泳	に限用途に
	場、スキー場、ゴ	る。)供し、
	ルフ練習場又はバ	軒の高
	ッティング練習場	さが
	(3) マージャン屋、	2. 5
	ぱちんこ屋、射的	メート
	場、勝馬投票券発	ル以下
	売所、場外車券売	で、か
	場その他これらに	つ、外
	類するもの	壁の後
	(4) 公衆浴場	退距離
	(5) 自動車教習所	の限度
	(6) 床面積の合計	に満た
	が15平方メート	ない距
	ルを超える畜舎。	離にあ
	ただし、ペットシ	る床面
	ョップ、動物病院	積の合

Í	1	1 1	1 1	j i
	その他これらに類			計が1
	するものを除く。			5 平方
				メート
				ル以内
				である
				建築物
				又は建
				築物の
				部分
D地区	次に掲げる建築物以		0. 7	物置、
	外の建築物		5メー	車庫そ
	(1) ホテル又は旅		トル	の他こ
	館		(隣地	れらに
	(2) 公衆浴場		境界線	類する
	(3) 自動車教習所		に限	用途に
	(4) 倉庫業を営む		る。)	供し、
	倉庫			軒の高
	(5) 床面積の合計			さが
	が15平方メート			2. 5
	ルを超える畜舎。			メート
	ただし、ペットシ			ル以下
	ョップ、動物病院			で、か
	その他これらに類			つ、外
	するものを除く。			壁の後
				退距離
				の限度
				に満た

1 1	İ	j l	i	Ì	Ì	]	1
						ない距	
						離にあ	
						る床面	
						積の合	
						計が 1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
E地区	次に掲げる建築物以			1, 5	2. 0	公共用	
	外の建築物			0 0 平	メート	歩廊及	
	(1) 住宅			方メー	ル(道	び令第	
	(2) 住宅で事務所、			トル	路境界	1 4 5	
	店舗その他これら				線に限	条第2	
	に類する用途を兼				る。)	項及び	
	ねるもののうち令					第3項	
	第130条の3で					で定め	
	定めるもの					る建築	
	(3) 共同住宅、寄宿					物で特	
	舎又は下宿					定行政	
	(4) ホテル又は旅					庁が安	
	館					全上、	
	(5) 公衆浴場					防火上	

		1 1		l I	ĺ
	(6) マージャン屋、			及び衛	
	ぱちんこ屋、射的			生上他	
	場、勝馬投票券発			の建築	
	売所、場外車券売			物の利	
	場その他これらに			便を妨	
	類するもの			げ、そ	
	(7) スキー場、ゴル			の他周	
	フ練習場又はバッ			囲の環	
	ティング練習場			境を害	
	(8) 神社、教会、寺			するお	
	院その他これらに			それが	
	類するもの			ないと	
	(9) 自動車教習所			認めて	
	(10) 倉庫業を営む			許可し	
	倉庫			たもの	
	(11) 床面積の合計				
	が15平方メート				
	ルを超える畜舎。				
	ただし、ペットシ				
	ョップ、動物病院				
	その他これらに類				
	するものを除く。				
F地区	欠に掲げる建築物以		0. 7	物置、	
	外の建築物		5メー	車庫そ	
	(1) 法別表第 2		トル	の他こ	
	(と)項第5号及		(隣地	れらに	
	び第6号に掲げる		境界線	類する	

もの 		限用途に	
(2) ホテル又は旅		。) 供し、	
館		軒の高	
(3) 公衆浴場		さが	
(4) 自動車教習所		2. 5	
(5) 倉庫業を営む		メート	
倉庫		ル以下	
(6) 床面積の合計		で、か	
が15平方メート		つ、外	
ルを超える畜舎。		壁の後	
ただし、ペットシ		退距離	
ョップ、動物病院		の限度	
その他これらに類		に満た	
するものを除く。		ない距	
(7) キャバレー、料		離にあ	
理店その他これら		る床面	
に類するもの		積の合	
		計が 1	
		5 平方	
		メート	
		ル以内	
		である	
		建築物	
		又は建	
		築物の	
		部分	
G地区 次に掲げる建築物以	0		

外の建築物		
(1) 法別表第2	トルの他こ	
(る)項第1号及	(隣地れらに	
び第2号に掲げる	境界線類する	
も <i>の</i>	に限用途に	
(2) 令第130条	る。)供し、	
の9に掲げる建築	軒の高	
物。ただし、表の	さが	
数量が準工業地域	2. 5	
欄によるものは、	メート	
この限りでない。	ル以下	
(3) 公衆浴場	で、か	
(4) 自動車教習所	つ、外	
(5) 倉庫業を営む	壁の後	
倉庫	退距離	
(6) 床面積の合計	の限度	
が15平方メート	に満た	
ルを超える畜舎。	ない距	
ただし、ペットシ	離にあ	
ョップ、動物病院	る床面	
その他これらに類		
するものを除く。	計が 1	
(7) 卸売市場、火葬	5 平方	
場又はと畜場、汚	メート	
物処理場、ごみ焼	ル以内	
却場及び令第13	である	
0条の2の2の各	建築物	

1			1					
		号に掲げる用途に					又は建	
		供する建築物					築物の	
							部分	
前熊一	A地区	次に掲げる建築物	1 0	10分	200	1. 0	物置、	建築物
ノ井地		(1) 一戸建ての住	分の	の 5	平方メ	メート	車庫そ	の各部
区整備		宅	1 0	(法第	ートル	ル(隣	の他こ	分の高
計画区		(2) 一戸建ての住		5 3条		地境界	れらに	さは、
域		宅で延べ面積の2		第3項		線に限	類する	10メ
		分の1以上を居住		第2号		る。)	用途に	ートル
		の用に供し、かつ、		に該当			供し、	以下、
		次に掲げる用途を		するも			軒の高	かつ、
		兼ねるもの(これ		のにあ			さが	法第5
		らの用途に供する		って			2. 5	6条に
		部分の床面積の合		は、1			メート	おいて
		計が50平方メー		0分の			ル以下	第一種
		トルを超えるもの		6)			で、か	低層住
		を除く。)					つ、外	居専用
		ア事務所(汚物					壁の後	地域で
		運搬用自動車、					退距離	容積率
		危険物運搬用自					の限度	の限度
		動車その他これ					に満た	が10
		らに類する自動					ない距	分の1
		車で令第130					離にあ	0に適
		条の3第1号に					る床面	用され
		おいて国土交通					積の合	る規定
		大臣が指定する					計が 1	に適合
		もののための駐					5 平方	するも

	I I		I	I
車施設を同一敷			メート	のとす
地内に設けて業			ル以内	る。
務を運営するも			である	
のを除く。)			建築物	
イー学習塾、華道			又は建	
教室、囲碁教室			築物の	
その他これらに			部分	
類する施設				
ウ 美術品又は工				
芸品を製作する				
ためのアトリエ				
又は工房(原動				
機を使用する場				
合にあっては、				
その出力の合計				
が0.75キロ				
ワット以下のも				
のに限る。)				
(3) 巡査派出所、公				
衆電話所その他こ				
れらに類する令第				
130条の4で定				
める公益上必要な				
建築物				
(4) 集会所(当該地				
域内の居住者のた				
めのサービス的施				

1 1	<b> </b>		l	1	1	1	 
	設であり、当該地						
	域の良好な環境を						
	害するおそれがな						
	く、地区外から一						
	時的に多数の人又						
	は車の集散するお						
	それがないもので						
	あって、社会教育						
	的な活動のため又						
	は自治会活動のた						
	めに設ける施設で						
	あるものに限る。)						
	(5) 学校教育法第						
	1条に規定する幼						
	稚園						
	(6) 保育所						
	(7) 前各号の建築						
	物に附属するもの						
	(令第130条の						
	5の各号で定める						
	ものを除く。)						
B地区	次に掲げる建築物	1 0	10分	200	1. 0	物置、	建築物
	(1) 住宅又は共同	分の	の6	平方メ	メート	車庫そ	の各部
	住宅	2 0	(法第	ートル	ル(隣	の他こ	分の高
	(2) 学校教育法第		53条		地境界	れらに	さは、
	1条に規定する幼		第3項		線に限	類する	13 🗡
	稚園		第2号		る。)	用途に	ートル

1 1					ĺ
	(3) 保育所	に該当		供し、	以下、
	(4) 診療所	するも		軒の高	かつ、
	(5) 店舗、飲食店そ	のにあ		さが	法第5
	の他これらに類す	って		2. 5	6条に
	る用途に供するも	は、1		メート	おいて
	ののうち、令第1	0分の		ル以下	第二種
	30条の5の3で	7)		で、か	中高層
	定めるもので、そ			つ、外	住居専
	の用途に供する部			壁の後	用地域
	分の床面積の合計			退距離	で容積
	が1,500平方			の限度	率の限
	メートル以内のも			に満た	度が 1
	の(3階以上の部			ない距	0分の
	分をその用途に供			離にあ	20に
	するものを除く。)			る床面	適用さ
	(6) 前各号の建築			積の合	れる規
	物に附属するもの			計が1	定に適
	(令第130条の			5平方	合する
	5の5の各号で定			メート	ものと
	めるものを除く。)			ル以内	する。
				である	
				建築物	
				又は建	
				築物の	
				部分	
公園西 A地区	次に掲げる建築物以		2001	. 0 物置、	
駅周辺	外の建築物		平方メメ	ート車庫そ	

地区整	公衆浴場	ートルル(隣の他こ
備計画		地境界れらに
区域		線に限類する
		る。)用途に
		供し、
		軒の高
		さが
		2. 5
		メート
		ル以下
		で、か
		つ、外
		壁の後
		の限度
		に満た
		ない距し
		離にあ
		る床面
		積の合
		計が1
		5 平方
		メート
		ル以内
		である
		建築物
		又は建

1		I				
					築物の	
					部分	
B地区	次に掲げる建築物以		200	1. 0	物置、	12メ
	外の建築物		平方メ	メート	車庫そ	ートル
	公衆浴場		ートル	ル(隣	の他こ	
				地境界	れらに	
				線に限	類する	
				る。)	用途に	
					供し、	
					軒の高	
					さが	
					2. 5	
					メート	
					ル以下	
					で、か	
					つ、外	
					壁の後	
					退距離	
					の限度	
					に満た	
					ない距	
					離にあ	
					る床面	
					積の合	
					計が 1	
					5平方	
					メート	

1 1	1	1 1	1	I	1	1 1
					ル以内	
					である	
					建築物	
					又は建	
					築物の	
					部分	
C地区	次に掲げる建築物以		2 0 0	0. 7	物置、	20 🗡
	外の建築物		平方メ	5メー	車庫そ	ートル
	(1) ホテル又は旅		ートル	トル	の他こ	
	館			(隣地	れらに	
	(2) ボーリング場、			境界線	類する	
	スケート場、水泳			に限	用途に	
	場、スキー場、ゴ			る。)	供し、	
	ルフ練習場又はバ				軒の高	
	ッティング練習場				さが	
	(3) マージャン屋、				2. 5	
	ぱちんこ屋、射的				メート	
	場、勝馬投票券発				ル以下	
	売所、場外車券売				で、か	
	場その他これらに				つ、外	
	類するもの				壁の後	
	(4) 公衆浴場				退距離	
	(5) 自動車教習所				の限度	
	(6) 床面積の合計				に満た	
	が15平方メート				ない距	
	ルを超える畜舎。				離にあ	
	ただし、ペットシ				る床面	

ョップ、動物病院	積の合
その他これらに類	計が 1
するものを除く。	5 平方
	メート
	ル以内
	である
	建築物
	又は建
	築物の
	部分
D地区 次に掲げる建築物以	0.7 物置、25メ
外の建築物	5メー車庫そートル
(1) ホテル又は旅	トルの他こ
館	(隣地れらに
(2) 公衆浴場	境界線類する
(3) 自動車教習所	に限用途に
(4) 倉庫業を営む	る。)供し、
倉庫	軒の高
(5) 床面積の合計	さが
が15平方メート	2. 5
ルを超える畜舎。	メート
ただし、ペットシ	ル以下
ョップ、動物病院	で、か
その他これらに類	つ、外
するものを除く。	壁の後
	退距離
	の限度

1 1	1	İ	ļ l			1	 
						に満た	
						ない距	
						離にあ	
						る床面	
						積の合	
						計が 1	
						5平方	
						メート	
						ル以内	
						である	
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
E地区	次に掲げる建築物以			1, 5	5. 0	物置、	25メ
	外の建築物			0 0 平	メート	車庫そ	ートル
	(1) 住宅			方メー	ル(都	の他こ	
	(2) 住宅で事務所、			トル	市計画	れらに	
	店舗その他これら				法第1	類する	
	に類する用途を兼				4条第	用途に	
	ねるもののうち令				1項に	供し、	
	第130条の3で				規定す	軒の高	
	定めるもの				る計画	さが	
	(3) 共同住宅、寄宿				図に示	2. 5	
	舎又は下宿				す道路	メート	
	(4) ホテル又は旅				境界線	ル以下	
	館				に限	で、か	

1 1	1 1	1		I	
	(5) スキー場、ゴル		る。)	つ、外	
	フ練習場又はバッ			壁の後	
	ティング練習場			退距離	
	(6) マージャン屋、			の限度	
	ぱちんこ屋、射的			に満た	
	場、勝馬投票券発			ない距	
	売所、場外車券売			離にあ	
	場その他これらに			る床面	
	類するもの			積の合	
	(7) 公衆浴場			計が 1	
	(8) 神社、教会、寺			5平方	
	院その他これらに			メート	
	類するもの			ル以内	
	(9) 自動車教習所			である	
	(10) 倉庫業を営む			建築物	
	倉庫			又は建	
	(11) 床面積の合計			築物の	
	が15平方メート			部分	
	ルを超える畜舎。				
	ただし、ペットシ				
	ョップ、動物病院				
	その他これらに類				
	するものを除く。				
下山地A地区	次に掲げる建築物以		0. 7	物置、	15メ
区整備	外の建築物		5メー	車庫そ	ートル
計画区	公衆浴場		トル	の他こ	
域			(隣地	れらに	

İ	ĺ				1	
				境界線	類する	
				に限	用途に	
				る。)	供し、	
					軒の高	
					さが	
					2. 5	
					メート	
					ル以下	
					で、か	
					つ、外	
					壁の後	
					退距離	
					の限度	
					に満た	
					ない距	
					離にあ	
					る床面	
					積の合	
					計が 1	
					5平方	
					メート	
					ル以内	
					である	
					建築物	
					又は建	
					築物の	
					部分	

D th 12	  次に掲げる建築物以		0 7	物置、	203
DIE					
	外の建築物			車庫そ	- F/V
	(1) ホテル又は旅			の他こ	
	館			れらに	
	(2) ボーリング場、			類する	
	スケート場、水泳		に限	用途に	
	場、スキー場、ゴ		る。)	供し、	
	ルフ練習場又はバ			軒の高	
	ッティング練習場			さが	
	(3) 公衆浴場			2. 5	
	(4) 自動車教習所			メート	
	(5) 床面積の合計			ル以下	
	が15平方メート			で、か	
	ルを超える畜舎。			つ、外	
	ただし、ペットシ			壁の後	
	ョップ、動物病院			退距離	
	その他これらに類			の限度	
	」 するものを除く。			に満た	
	(6) 工場			ない距	
				離にあ	
				る床面	
				積の合	
				計が 1	
				5 平方	
				メート	
				ル以内	
				である	

1	I	1	<b>i</b> i	I	I	1	1 1
						建築物	
						又は建	
						築物の	
						部分	
公園西	全地区	次に掲げる建築物以		200	(1)	物置、	
駅周辺		外の建築物		平方メ	2 メ	車庫そ	
先導住		公衆浴場		ートル	ート	の他こ	
宅街区					ル	れらに	
地区整					(公	類する	
備計画					園西	用途に	
区域					駅周	供し、	
					辺先	軒の高	
					導住	さが	
					宅街	2. 5	
					区地	メート	
					区整	ル以下	
					備計	で、か	
					画計	つ、外	
					画図	壁の後	
					で示	退距離	
					すΑ	の限度	
					線に	に満た	
					限	ない距	
					る。)	離にあ	
					(2)	る床面	
					1.	積の合	
					5メ	計が 1	

1	1	 ,			
			ート	5平方	
			ル	メート	
			(公	ル以内	
			園西	である	
			駅周	建築物	
			辺先	又は建	
			導住	築物の	
			宅街	部分。	
			区地	ただ	
			区整	し、カ	
			備計	欄の距	
			画計	離の欄	
			画図	の1号	
			で示	から3	
			すB	号まで	
			線に	に掲げ	
			限	るもの	
			る。)	は除	
			(3)	<。	
			0.		
			7 5		
			メー		
			トル		
			(公		
			園西		
			駅周		
			辺先		

		-		
			導住	
			宅街	
			区地	
			区整	
			備計	
			画計	
			画図	
			で示	
			すC	
			線に	
			限	
			る。)	
			(4)	
			1メ	
			ート	
			ル	
			(前	
			3号	
			以外	
			のも	
			のに	
			限	
			る。)	

## 別表第3 (第15条関係)

(令2条例12·追加)

対象区域の名称	ア	イ	ウ
	計画地区の区分	建築物の緑化率の	適用除外に係わる

		最低限度	敷地面積
公園西駅周辺先導	全地区	10分の2	200平方メート
住宅街区地区整備			ル
計画区域			